

市内企業の成長促進に向けた首都圏企業との協業支援業務に関する仕様書

1. 事業目的

本事業は、市内企業と首都圏企業との協業を促進し、市内企業の成長・競争力向上および首都圏企業との継続的な関係構築を図ることを目的とする。

市内企業に対しては、首都圏企業のもつ技術・販路・資金等を活用した事業機会の創出、課題解決や新規事業の創出を目指す。あわせて、首都圏企業に対しては、市内企業等とのビジネス連携を通じ、神戸での関係を強化し、将来的な拠点設置につなげることを目指す。

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 委託料（上限）

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 本事業の主な対象者

- ・首都圏を中心とした域外の企業等との事業機会や協業による新規事業の創出を目指す市内企業
- ・神戸市内への進出可能性のある首都圏企業（主にスタートアップや大企業の新規事業開発部門を想定）

5. 事業内容

本事業では、年間を通して下記(1)～(4)を実施する。本事業を通じたマッチング回数や紹介件数を把握するとともに、紹介・面談後の進捗状況について事後フォローを通じて把握し、協業・案件化に向けた継続的な支援に努めることとする。

(1) 市内企業および首都圏企業のニーズ把握

① 市内企業のニーズ把握

市内の経済団体や支援機関等と連携した市内企業に対するヒヤリングの実施等により、以下の項目を把握する。

- ・協業・事業連携に関するニーズ
- ・実証実験や共同研究に関する意向
- ・解決したい経営課題・技術課題
- ・希望するパートナー像
- ・必要な支援（販路拡大、技術導入、資金等）

② 首都圏企業のニーズ把握

東京事務所からの紹介や受託者がネットワークを持つ首都圏企業に対するヒヤリングの実施等により、以下の項目を把握する。

- ・協業・事業連携に関するニーズ
- ・実証実験や共同研究に関する意向
- ・希望するパートナー像
- ・必要な支援（販路拡大、技術導入、資金等）
- ・神戸への進出・拠点設置の可能性

(2) ビジネスマッチングおよび協業支援

① 市内企業と首都圏企業の紹介・面談調整

(1) で把握したニーズをもとに、協業が見込まれる組み合わせを選定し、以下の支援を実施する。

- ・市内企業・首都圏企業の相互紹介
- ・面談日程調整
- ・初回面談への同席
- ・面談後のフォローアップ

② 継続フォロー

上記支援を行った企業等については、状況把握と継続的支援に取り組むこと。特に、市内への進出が決まった首都圏企業等については、拠点設置時の支援の紹介、市担当部署との接続、協業可能性のある市内企業とのビジネスマッチングや市内支援機関の紹介など定着までの継続支援を行うこと。

③年間目標想定数

神戸への拠点設立もしくは市内企業と首都圏企業の協業（PoC、NDA 締結、受注等）件数：年間 10 件程度

(3) 首都圏や神戸市内での協業につなげるイベントの開催

①協業を目的としたイベントの企画運営

市内企業と首都圏企業の協業機会を創出するためのイベントを企画・運営する。支援機関やコミュニティ等と積極的に連携の上、東京都内及び神戸市内において原則対面により少なくとも 1 回ずつイベントを開催すること。単なる交流に留まらず、具体的な協業やビジネス連携につながる企画（テーマ別ピッチ、1 対 1 面談等）を提案するものとする。

本業務におけるイベント運営は、以下の業務を含むものとする。

- ・登壇企業・参加企業の調整・招聘
- ・会場手配
- ・告知・募集
- ・必要に応じた専門家の招聘や講師謝金の支払い
- ・イベント運営（当日の進行補助、配信対応 等）

②年間目標想定数

- ・イベントの開催：年間 2～3 回程度

(4) 情報発信

本事業の概要説明やイベント情報等を掲載したウェブサイト（LP）の作成・更新・管理・運用を実施すること。

5. 業務報告

- 1) 神戸市との定例会を毎月開催し、事業の進捗及び方向性について共有・協議すること。
- 2) 契約期間終了後、翌月 30 日までに以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、電子データで提出すること。

①実施した委託事業の概要、事業の成果、課題

②本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言

③その他、必要に応じて東京事務所が求める報告事項

6. その他の事項

1) 実施体制

本仕様書に記載した内容を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

2) 成果物について

- ①本業務の履行により受託者が作成した成果物のうち事業名称、ロゴ、WEB サイト（以下「特定成果物」という。）に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他一切の権利（以下「著作権等」という。）神戸市に譲渡するものとする。
- ②受託者は神戸市が必要に応じて特定成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、これらの行為に関し、著作者人格権を行使しない。
- ③受託者は、神戸市の書面による承諾なくして、特定成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。
- ④前各項に定める特定成果物の著作権等の譲渡に要する対価は、本契約に基づく委託料にすべて含まれるものとし、神戸市は受託者に対し、別途対価を支払う義務を負わないものとする。
- ⑤第 1 項に定める特定成果物以外の成果物に係る著作権等は、受託者に帰属するものとする。
- ⑥受託者が作成した成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者の責任で賠償責任を負うこととする。

3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4) 個人情報の取り扱い

受託者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

5) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。再委託については、可能な限り神戸市内の企業に発注するよう配慮すること。

6) ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用する WEB サイトなどの媒体について、神戸市が本事業を令和 9 年 4 月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。

③ WEB サイトに関して、本業務の契約履行期間の満了後も本市が使用したドメインを他社が取得し、利用されることのないよう、契約履行期間の満了後、1年間はドメインの権利を維持し、ドメインを廃止する際は本市に事前に通告すること。なお、ドメインの権利維持にかかる契約が別途必要な場合は、契約履行期間の満了までに本市と協議すること。

7) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

8) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

9) 第三者の権利侵害

受託者は作成する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。